



藤岡市告示第**50**号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第10条の規定により告示する。

令和 **7**年 **4**月 **1**日

藤岡市長 新 井 雅 博



- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和7年4月1日